

昭和二十四年十二月二十八日、公共企業体仲裁委員会が、全専売労働組合の申請にかかる貯銀ベース改訂の問題に関する下した裁定は、その後日本専売公社の経理状況を検討した結果、最近に至り、人件費に相当の剩余を生じ、日本専売公社總裁限りで裁定第一項による金額の全部を支出し得る見込がつくて至つたので、さきに公共企業体労働関係法第六條第二項の規定に基き国会に付議した議案を撤回する必要がある。よつて別紙撤回の承認を求める議案を添えて、閣議を求める。

昭和二十五年三月二十日

大蔵大臣 池田勇人

内閣総理大臣 吉田茂殿

裏面白紙

386

昭和二十五年三月二十日

内閣總理大臣 吉田

茂

衆議院議長 幣原 喜重郎 殿

本年一月七日提出した公共企業体労働関係法第十六條第二項の期定に基き、国会の議決を求める件を撤回いたしたいので国会法第五十九條によつて貴院の承諾を得たい。

も公の就業の生のすににの
の労決め十の金じでる検査裁昨
で法定る六で額専も討い定年
あにはの條、の壳あるのして、係二
つ基専件オコ全公がとた、当る月
てく専壳のニの部社、し結果所謂専壳公社の經理つ
、裁公撤項際政支總最近一月セ日國十公勞法オ
ニ定社圓の政支限に至り人件費の條理状況は
の際政府を規定はし得る以人件費の條理状況は
忠實事務に基共企見前費の議決を就に委員会
給行の業込前費の議決を就に委員会
与し推記に議決を就に委員会
によ移し会勞つ裁當刺就に委員会
に關うにたの勵く定刺就に委員会
すと即議關に就に委員会
よすし今決係至一余め該慎政員会
一る、圓正法つ項とた當重府会

て一般的方針並みに昭和二十一年度豫算案につ
て何等変更を加えよつもありはない。